

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）早速ではございますが、通告に従いまして一般質問を行います。

大項目2点でございます。

まず1点目、福祉施策としてのごみ袋の一定量無料配布について。

前回の一般質問で、ごみ減量化に対して本市が行っている手法と、一定量無料型による減量化との議論を交わしました。しかし、目的は同じであるが考え方に大きな開きがあります。行政側の考えも理解できる部分がありますが、自分自身は、やはり一定量無料型にこだわっていきたい。

そこで提案したいのが、福祉施策としてのごみ袋一定量無料配布の実施であります。乳幼児や介護が必要な家族がおられるご家庭などに、ごみ袋の一定量無料配布を実施していただきたく、改めて質問いたします。

私が言いたいことは、前回の一般質問では、公平さの理論において自身の理論にも欠けている部分があり、行政側の理論にも同じことが言えるということ。つまり、行政が現行の手法を変えないのであれば、その欠けている部分に一定量無料型を採用していただき、現行の制度がより公平に近づくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目です。街路灯と防犯灯の区分について。これは以前、同僚議員も質問をされている項目になりますが、再度質問させていただ

きます。

本市において、街路灯と防犯灯はどのような基準をもって区分されていますか。この区分に関して、受益者負担が発生する防犯灯と行政がすべてを賄う街路灯では、住民の負担が大きく変わってきます。防犯灯に関しては、電気代に対して40%の補助が各自治会・区に支払われており、残り60%は各自治会・区の負担です。この制度は、本市が長年採用してきたものであり、現在の財政事情から鑑みてもいたし方ないと思いますが、防犯灯にするか街路灯にするかの基準があいまいで、よくわかりません。今後のことを考え、早急に明確な基準を設けるべきではないかと考え、以下質問いたします。

1. 現在行われている区分方法を具体的に教えてください。2. 市内における街路灯と防犯灯の割合を教えてください。3. 市内の多くの地区内で「入り合い」になっている道路などが存在するのをご存知ですか。4. ここはちょっと僕、自分が一番これじゃないかなと思って、この質問をさせてもらったんですけども、例えば、駅などに向かう道路で、多くの市民の方が利用される道路に関しては、防犯灯であったとしても街路灯扱いとすべきではないでしょうか。なぜなら、一般的に受益者負担が発生する意味合いとして、利益享受できる範囲が限られているからだと考えます。しかし、このような事例においては多くの方が利益享受でき、範囲も限られていないと思いますがいかがでしょうか。5. 明確な基準を作成し、用途によっては補助率も考えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。明確な答弁、よろしく願います。

たします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）福祉施策としてのごみ袋一定量無料配布についてお答えします。

議員もご承知のとおり、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための国の基本的な方針により、一般廃棄物処理の有料化が推進されています。

本市においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の適正な処理等に関する責務があり、その中で、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段の一つとして、可燃ごみの価格改正を広域ごみ処理場への移行に合わせて実施するとともに、住民の皆さまには、ごみ袋の費用負担を軽減しようとする動機付けなどにより、一般廃棄物の排出量の抑制等をお願いしています。

また、従来から一般廃棄物処理事業では、結果としてごみを多く出しても少なく出しても、ごみ量に関係なく処理費用を負担しなければならないことや、ごみを減らした人が多く出した人のごみ処理費用を負担していることも考えられることから、国の方針からも、ごみ排出量と経済的負担を比例させることで、負担感の公平さを確保する必要があると考えました。

なお、排出量に応じて費用のご負担をお願いすることについて、市としましては、住民のごみ排出に係る意識改革につながると考えており、最終的には簡易包装製品や詰替製品など、廃棄物の発生が少ない商品への選択や、不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果も期待しています。

このようなことではありますが、乳幼児や寝たきりの介護で紙おむつの必要な方がおられる世帯へのごみ袋の無料配布については、福祉施策として検討したいと考えていますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）街路灯と防犯灯の区分方法についておただしの1点目、2点目についてお答えします。

まず、1点目の街路灯と防犯灯の区分ですが、街路灯（道路照明施設）は、道路法に基づき制定された道路照明設置基準に準じて設置しており、道路の交通安全確保を目的としています。設置場所は主に信号機の設置された交差点または横断歩道、長大な橋梁、夜間の交通上、特に危険な場所に設置しています。

防犯灯については、一般的に夜間、街頭等において犯罪を防止すること、また、犯罪に気づくことなどを目的にしています。

2点目の街路灯と防犯灯の割合ですが、市が管理している道路照明としての街路灯については、現時点で902灯、地元が管理している防犯灯については6,614灯の設置となっています。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

〔総務部長（那須浩二君）登壇〕

○総務部長（那須浩二君）街路灯と防犯灯との区分についてのご質問の3点目から5点目についてお答えいたします。

議員おただしの「入り合い」になっている公衆街路灯ですが、「入り合い」になっている場所の地区分けの判断は非常に難しい状況にあります。

準幹線的要素の高い不特定多数が利用する道路の防犯灯と街路灯につきましては、防犯灯を街路灯とするための明確な基準を設ける

ことが難しく、また、多くの防犯灯を街路灯として扱うとなると財政的にも困難です。

一般的に「防犯灯」は、通常、住宅地、農村地域の生活道路などにおける犯罪の未然防止を目的に設置されており、また、「街路灯」は交通量の多い市街地の幹線道路や交差点などに設置され、主に交通事故の防止などを目的としています。

ただ、現状では防犯面・交通安全面の両方に目的が重なっているものも多く、明確に仕分けを行うということは非常に困難です。

これらのことから、本市内に設置されている「防犯灯」、「街路灯」の、その目的別に明確な基準づくりについては、今後の課題かと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

まず、1番から。部長のお話で、以前からもずっと、長年、行政の立場からの意見と、自分自身との考えとをかなり議論させてもらったんですけども、前回の一般質問において、自分自身、副市長と議論を交わしたときに、もちろん、自分は一定量無料型にはこだわってはいきたいんですけども、実は今もこだわっています。ただ、自分自身の議論の中においても、公平さという部分においては欠けているのかなという。その部分については考え直さなアカンという部分は認識したつもりでいます。だからといって、一定量無料型をあきらめたとかいうような話ではないんですけども、その中で自分が言いたいことは、この通告どおりなんですけども、行政側の意見も正直理解できます。理論的に話をして、理論的に何らおかしいとも思いません。ただ、私と同じように欠けている部分が、実際に存

在しているのも事実だと思います。その中で、副市長と議論したときにおいて、行政側の手法が全く変わらないという断言のお答えしかいただけないのであれば、じゃあその欠けている部分を自分自身の理論で埋めていただきたい。少しでも公平さに近づけたいという意味合いで、今回質問させていただきました。

そこで、あえて副市長にお聞きしたいんですけども、今、検討というお言葉をいただいたんですけども、それは実施に向けての検討というふうにとらえてよろしいのかどうか、一点お伺いいたします。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）岡議員のご質問にお答えをいたします。実施に向けての検討ということでございます。これにつきましては、確かに高齢者の方や、赤ちゃんの紙おむつとかといいますのは、本人が努力をして減らせるというものではありません。ただ、どこまでを市として見ていくかという部分には非常に議論を要しますので、市としてできればこの一定、現在続けております無料型の配布を終了と同時に、こういったことに対応していけるような考え方を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。実施に向けてというお言葉をいただきましたので、1番の質問はこれで終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは2番、街路灯と防犯灯の区分について、まず、この区分方法等を具体的に教えてくださいというふうにお願したんですけど、内容はよくわかりました。というか、それに実際沿っているのかどうかというのも、ちょっと理解できないところが実際あるんです。

というのは、1番、2番も理解しましたので、3番でそれを一緒に、1番と3番兼ねてやりたいんですけども、もともと造成地というのがあるじゃないですか。造成されているところというのは、例えば一番最初から街路灯をつけられているところもありますよね。造成したときに、まあ言えば、その造成を行っている造成主が街路灯をつけられている部分の造成地というのもありますよね。そういったところでは、実際、もちろん造成主側がつけているんだから、行政としてそういう区分方法でつけるべきじゃない、つけないべきじゃないというような考えを打ち出すのはおかしいとは思んですけども、でも、実際そういうところというのは、事実、街路灯があるので防犯灯をつけてなかったりするんです。ということは、実際、その後の管理に関しては行政もちになっているとかいった部分があるんですけども、そういったところが存在しているのはご存じでしょうか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）開発におけますそういった経過というのは、時代の変遷とともに若干のぶれはあるかと思いますが、近々の開発の中で、私が知っている範囲におきましては、開発協議の中でそういった協議もします。それで、設置は一時的なイニシャルコストなんですけども、市の負担というのは、実はその後の電気代であるとかそういったものですので、市で引き取るものについては、先ほど申しましたとおり、一定の基準に沿ったものについてのみ設置し、引き取ることになります。ただ、開発業者のコンセプトの中で、やはり暗いまちは売れにくいということで、仮に防犯灯的なものを先に設置しますと、それは、当面の間は開発業者の負担であったりとか、あるいは自治会的なものができますと、そういったところに引き継いでいただくとか

いう条件の中で整理しているのが近々の状況でございます。ただし、過去においてはその限りにあらずのところもあるのではないかなというふうなことで、全部は把握しておりません。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

それを踏まえて4番なんですけども、先ほど総務部長のほうから答弁いただいて、ここ、ちゃんと答弁いただいてないんですけども、じゃあ、なぜ受益者負担という考えが発生しているんでしょう。僕の、自分の中では、ここにも書かせてもらいましたけども、利益の享受できる範囲がその地区に限られてはいませんが、地区が主にその利益を享受できる。そして、地域の安全性を見たときに、もちろん行政は地域の安全性も考えなければならない。特に、その地域の住民も、その自分たちの地域の安全性を考えなければいけない。その責任の割合において、補助金、こういった内容で決めたのかは過去の話なので、僕はちょっと聞いてないんですけども、そういった話があって、この補助金の割合が出ていると思うんです。この考え方というのは違うのでしょうか。簡単にお聞きしますけど、じゃあ、なぜ受益者負担というものが防犯灯に関して発生しているのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）防犯灯におきましては、それぞれその地域等におきまして、必要な箇所等調査いただいた中で設置をいただいているということでございます。そういう中で、この補助金につきましては、過去は設置に対する補助金ということもございましたが、やはり長期にわたる電気料の負担をさせていただくほうが良いのではないかとということの中から、合併後、40%という補助金という形でさせていただいています。設置場所

等々におきましては、それぞれの区とか自治会で、区民の方の要請の多い箇所等という形で設置になっているということから、補助という形をとらせていただいているのが現状です。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）そのとおりだと思うんです。だから聞いているんです。だから、今は地域にとって必要だからつけたものが、実は地域だけじゃなくてほかの方もたくさん利用されて、その地域だけの利益享受できる範囲だけじゃなくて、多くの方がその道を使われていて、いろんな方が利益を享受できていると。その地域だけの話だったら、この考え方はすごい当たり前だと思うんです。だから、その地域を超えた話になってきているから、話がおかしいんじゃないんですかということをお話させてもらってる。地域だけの話だったらそれでいいんです。僕が言いたいのは、全く部長がおっしゃったことと一緒に、地域外のそういった話が出てきているから、その考え方はここには当てはまらないんじゃないですかということを質問させてもらってます。どうなんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）明確にお答えはしにくい部分かと思えます。やはり、地域の方が要請のある箇所ということは、多くのその他の方も利用するケースも多々あるということになります。やはり、それは全体的な地域地域の中での必要性とかを考慮していただいた中での設置をいただいているということで、ほかの方もその恩恵を享受をしているということは事実あるかと思えます。しかし、先ほどからもお答えさせていただいておりますように、地域の方々の要請のもとで設置されているものかと考えています。

回答になってないかもわかりませんが、以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）地域の方の要請で設置されていると、そういったお答えをいただくんですけども、では、行政的にここは防犯上行政としてつけるべきである箇所なのか、つけるべき箇所でないのかというような調査はされているんですか。それがされていて、いや、つけるつけない、行政的にはちょっとつけるのは財政的に無理やけども、という話で、いや、地域はほしいんだという話が上がってきてつけている、それで地域がつけているんだという話だったらわかるんですけども、行政的にそこは防犯上は必ずしもつけるべきなのか、つけなくていいべきなのかという判断は、行政的に、地域じゃないですよ、行政的にその判断はされているんですか。そういった、まあ言えば調査はされているんですか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）べきであるかどうかということの調査は行っておりません。それは、それぞれの地域の方にお任せをしているというのが現状でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ということは、地域の人からすれば、多くの入り合い地区になっていて防犯上も危ないから、つけておいたほうがいいといった地域も多々発生してきていると思うんです。この点についてはどうなんでしょうね。先ほどお答えいただいたので、その辺の観点は区の中の考え方もあるので、区分は非常に難しいかとは思いますが、

ちょっと平行線になると嫌なので、話を交えて、その中の、今自分が話してきた話の中で、行政の方も認識はされているとは思いますが、いくらなんでもそれはちょっと地域だけの問題ではおさまりがつかないよと

いった話があるのはご存じですか。数箇所。そういったところの区が何箇所かあるのはご存じでしょうか。それは、以前、2番議員も指摘されていた箇所もその一点だとは思いますが、そういった箇所についてはどのようにお考えになられておるのでしょうか。今のお話とはまたちょっと話が別になってしまうんですけども、今のお話だったら、区がつけてくれと言ったからつけてという話になってるんですけども、前、阪本議員が指摘された部分は、そういったお話ではない部分も出てきてますので、その辺は認識はされておるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）今の議員おただしの具体的なものについては、ちょっと私、今すぐには思い浮かんでおられません。具体的な事例ということにつきましては。ただ、入り合的なものが多いということは認識しております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）僕の話し方がちょっとたどたどしいので、わかりにくいのかもかもしれないので、もう一回ちょっと話を戻しますね。

そういった地域が存在していて、受益者負担が出ているという、ちょっと話戻しますね。整理しますね。受益者負担が出ているということは、基本的にはその地域の方が利益享受をされるということですよ。で、その利益享受をされている地域の方、地域の方が利益享受される以外の、地域の方以外の方のほうが多い道路はどうなるんですかということ。僕は聞きたかったんです。つまり、地域の方よりも、もっともって多くの方が利用してるやないかと。その道に関しては。

例えば、ここに載せている、駅に向かう道というのは特にそうなんですけど、もちろん

地域の方も利用されます。もちろん。ただ、その地域の人以外に多くの方が利用されて、地域の安全を見守るのはもちろん地域の仕事ではあるんだけど、行政的にそういった地域は、地域だけに任せる問題ではなくて、行政的にも見守る義務がある。その見守る義務がある割合が、何でほかの防犯灯と同じなんですかという話をしておるんです。全部40%でくくってますやん。行政の責任というのはその部分において、その地域だけの問題ではなくて、市民レベルで考えたら、その地域にこの40%の負担でお任せしているのはおかしいんじゃないんですかという話をしている。

つまり、行政的に全部見るとか見いひんとか、そういった細かい話はちょっと横においておいて、40%のかまで、同じくくりで切っていくのは、同じひとくくりとして刈っていくのはおかしいんじゃないんですかという話をしているんです。受益者負担の意味合いというのはそこでしょう。だから受益者負担が発生している。でも、それは、地域は地域で責任を果たして地域を見守る、行政は行政で地域を見守らなあかんから補助をしている。その補助の割合が、多くの方が利用することは、地域だけの問題じゃなくて、もっと行政にもっと巻き込んでくる問題でしょうという話をしているんです。それを同じかまで刈っているのは、僕はちょっと納得いかないなと思って質問させてもうてるんです。この点については、どうお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今のご質問に対してお答えいたします。

そもそも、防犯灯に受益者負担という考え方があるのかなのかというところもあるのかなと思うんです。防犯灯というのは、地域の住民の安全を地域自らが守っていきましょ

うということ、必要な箇所につけられているものだと思うんです。

ですから、例えば、岡議員がおっしゃられてます駅の近くだったら、地域外の人もたくさん利用するやないかとおっしゃられてますけども、当然、駅の周りには家がたくさん建っていると思いますので、負担できる、支える割合というのも非常に多くの方で支えることができると思うんです。そしたら、山の中の過疎の地域であっても、やっぱり必要な防犯灯というのはありますよね。そのところへ、あまりほかのところの人は行きませんから、それはもうその地域はその人たちだけで支えないといけないとか、いろんな考え方がありますので、やはり、そもそも、いわゆる市が管理しないといけない考え方というのは、先ほど部長が答弁しているような部分というのはありますけれども、駅でたくさんの方が通行するから、それはそこを市が見るのか見らないかというのは、一定の考え方はあるかも知れませんが、受益者負担というところで何割とかというのは、ちょっと何か違うのかなというふうに私は思います。

ですから、やっぱりもともとの発想というのは、地域の住民を地域の手で守っていかうというところからつけられているものですので、それぞれの自分のところの地域を、それぞれが責任をもって守っていただくという考え方のもとに電気代も負担していただいているのかなと。それに対して、市として一定の補助をしていくということで取り組んでいるんだと、私はそのように考えます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。非常にわかりやすい答弁いただきました。だから、そのとおりなんです。僕の考えもわかっていただけますか。そのとおりなんですよ。

そのとおりやけども、地域の安全を地域で守るのは当然なんだけども、その地域外の人も多く入り合いになっているところは、同じかまで、先ほど言った、副市長がおっしゃった山の上の防犯灯と同じかまで刈るのはおかしいんじゃないかなと思ったので質問させてもらったんです。

ほんで、ちょっとここに話を集中すると、また平行線たどるので、自分の考えとしたら、基本、その地域の主要道路に関しては、防犯灯はやはり行政で見えていくべきじゃないかなと思うんです。それは行政的な考え方ですよ。市民を守るという意味合いでは、地域を守るというのはもちろんわかるんです。その辺の色分けができてないのが何でなんかなというふうに思って質問させてもらったんです。

だから、すべて同じかまで、40%の補助で、多くの方が利用される幹線道路と、先ほどおっしゃられた、その地域の方以外は恐らく通らないであろうという道との補助率の割合が一緒なのは、ちょっと自分の中ではおかしいんじゃないかと。もちろん、その地域の人を使うので、それは副市長の考え方はもちろん重々理解しているんですよ。ただ、地域外の人も多く使われるので、その管理等に関して、その区で同じかまでその部分を刈ってる部分については、少し問題があるのかなと思って質問させてもらったんですけども、僕の考え方はちょっと間違えてますか。ちょっと答弁もらえますか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ちょっと私の考えと違いますのは、その電気が多くの方が使ったら多くの電気代が要るよというんだったら、負担をすごく、人との分まで何でうちが負担せんなんのという考え方が出てくるんですけども、要は100人通ろうが20人であろうが、電気代というのは変わりませんよね。そうい

ったところから、基本的には地元で同じようにご負担いただくというのが適当ではないのかなというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）おっしゃることはもともとだと思いますが、それは電気代の話をしたら一緒なんですよ。だから、さっきも言うてるけども、地域は、地域で例えばつけてほしいと要望があったところはそれでええと思うんですよ。そうじゃなくて、行政的に見たときに、行政の責任が多くの方が入り合い地域になったら、その地域の方だけじゃなくて、ほかの方もおられるので、行政的な責任、防犯上の責任をもうちょっと考えなあかん違いますかと。そうやってきたら、僕、言いますよ。区によっては電気が少ないところもあったら多いところもあるんですよ。それを基本的に行政が責任を持って、そういった地区に関してはきっちり基準を持ってつけていったらいいじゃないですかと。そのためには、この補助金に関しても同じ割合で切っておいたら、つけられない区もあったらつけられる区もあるじゃないですかという話をしている。

だから、その辺の基準を持てば、入り合い地区のところには防犯灯はどんどん、どんどん設置できるじゃないですか。区の負担とか考えずに、多くの方が享受できるわけでしょう。多くの方が享受できるんやから、区にお任せするんじゃなくて行政主導でつけていったらどうなんですか、割合変えたらどうなんですかというお話をしているだけで、つけても電気代は一緒なんですよ。区の要望があったから電気代は一緒なんやけども、そういう部分においては行政的な責任が増しませんか。地域の方が要望してつけるんじゃないくて、行政が主導してつけていくべきじゃないんですかと。そのときに、防犯灯に関して基準の割合を見直すべきじゃないんですかと。

何か首をかしげられておるんですけど、難しいですかね。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）行政が主導でとなりましたら、どうしても一定の考え方、基準というのに、まあ言うたら金太郎あめみたいに、どこへ行っても同じ基準というような考え方になってしまうと思います。本当に極端な話、必要のないところにもその基準が当てはまるというか、いわゆる国庫補助事業をやろうと思ったら、その基準に当てはめてという、本当にそういうことになってしまうので、どうして自治会の中でそれを決めていただいているかというのは、基本的にはやっぱり住民の声に基づいてそれを判断、自分たちですべていただけると。それは、距離の長さが違ってたりとか、家の混み具合によって違ってたりとか、それは行政で一律判断できるものではありませんので、基本、やはり自分たちの地域を自分たちで守っていただくのが一番問題がないのかなと思います。

ただ、以前、高野口の中学校のように、統合を前提として、やはり学生の人たちの通学の安全を確保するという、そういう条件で防犯灯を設置していただきたいという、それはやはり行政が責任を持ってやっていくということで、あれは統合も進んだというか、話し合いの中でなされてますので、そういうところは行政が責任を持って見ていくべきというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）返す言葉がないぐらいにきれいに答弁いただいたので、なかなかどう質問したらええか難しいんですけども、ちょっと話を変えて。

確かに副市長のおっしゃるとおりだと、自分、今議論してちょっと思いました。ただ、それに当てはまらない地域があるというのも、

やっぱり知ってもらいたい。今、四角四面の話をしましたけども、ちょっと議場でそういった地域が何箇所かあるというのは、自分の中でももちろんわかってはおるんです。それをどういうふうに今後見直していくべきなのか、どういうふうに住民負担に関しては考えていかなあかんのかなということを思って質問はさせてもらったんですけども、やはりその点について、基準は難しいと思います。実際。自分もお話を担当課にも聞かせてもらって、難しいとは思うんですけども、やはり放っておけない問題でもあります。全体的にとらえたときに無理だとしても、そういった地域に、やっぱり優先順位をつけて一つ一つ解決してってもらいたいんですけども、そういった地域を今後ちゃんとリサーチして、そして改善してってもらえることは可能でしょうか。全体の話ではないですよ。そういった地域があるということ踏まえて、改善してってもらえることは可能でしょうか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）個々、どの部分というのがいろいろあるかと思いますが、また担当課のほうとご相談いただいて、本当にそれは皆さんにご説明のつく、それは当然していくべきだということであれば、また考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）内容については、いくつか自分もおかしいなと思っている部分はあるんです。それについては、変な意味合いではなくて、正当な理由としてやはり変えてもらいたい部分があるので、それについては担当課とお話させていただきます。

ただ、この全体の話として、やはり行政的に区分するのは難しいとは思うんですけども、将来的に考えたら、ある程度の色分けという

のはしていくべきなんかなと思います。防犯灯やから、街路灯だからで区切りで終わってしまってますのでね。その区切りも、行政がどの程度責任を持つ防犯灯なのか、各区がどの程度責任を持つ防犯灯なのかというのは、自分としては考えていってもらいたい。同じかまで同じ補助率で刈られてしまうと、その部分について区の負担も大きくなりますので、もちろん、逆に行政の負担も持ってしまうと大きくなると思うんですけども、そういった部分も検討してもらいたいと要望いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって、21番 岡君の一般質問は終わりました。